

小山市再生可能エネルギーゾーニングマップ作成業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1. 委託業務概要

(1) 業務名

小山市再生可能エネルギーゾーニングマップ作成業務委託

※本業務は令和 6 年度補正「地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業」の活用を前提に事業化される停止条件付事業です。円滑な事業スタートのため、補助金が採択される前に公募を行います。補助金の採択がされなければ、提案を公募したことに留まり、いかなる効力も発生しない旨をご了承ください。

(2) 目的

本市は、令和5年9月に「小山市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を包含した「第4次小山市環境基本計画」を策定し、2030年度(令和12年度)までに、温室効果ガス排出実質50%削減(平成25年度比)の目標と、削減目標の達成に必要な再生可能エネルギーの導入目標を設定した。

一方で、太陽光などの再生可能エネルギー設備の導入にあたっては地域の環境や景観、防災面での配慮が不可欠であり、円滑な事業の推進のためには地域住民や利害関係者との合意形成が重要となっている。本業務では、地球温暖化対策の推進に関する法律(以下、「温対法」という。)に基づく「促進区域」の設定を見据えたゾーニングマップを作成し、地域に調和する再エネの最大限導入を図ることを目的とする。

(3) 業務の内容

「小山市再生可能エネルギーゾーニングマップ作成業務委託仕様書」のとおり

(4) 履行箇所

小山市内

(5) 履行期間

契約の日から令和 8 年9月 30 日(水)まで

(6) 見積上限額

24,992,000 円(消費税及び地方消費税を含む。)

うち、令和 7 年度上限額 23,760,000 円(消費税及び地方消費税を含む。)

ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではない。また、提案価格を提出する際は、上記上限額を超えてはならない。

2. 応募資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和7・8年度小山市入札参加資格審査(物品役務)の参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続き開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続き開始の申し立てが行われた者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続き開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定(確定したものに限る。)を受けた者は、この限りでない。
- (5) 過去1年間において、小山市入札参加者指名停止基準の規定による指名停止の措置を受けていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。

3. スケジュール

本プロポーザルのスケジュールは、次のとおりとする。(なお、都合により変更する場合がある。)

期日	事項
令和7(2025)年5月7日(水)	実施要領等の公表・質問書受付開始
令和7(2025)年5月14日(水)	質問受付期限
令和7(2025)年5月16日(金)	質問書に対する回答
令和7(2025)年5月21日(水)～ 令和7(2025)年5月30日(金)	参加表明書・企画提案書の受付期間
令和7(2025)年6月2日(月)～ 令和7(2025)年6月4日(水)	企画提案書の審査
令和7(2025)年6月6日(金)	審査結果通知
令和7(2025)年8月上旬	契約締結

(1) 実施要領の公表

公告及び小山市ホームページで公表する。

[小山市ホームページ <http://www.city.oyama.tochigi.jp>]

(2) 質問及び回答

質問書等の提出に関する質問は、次により行うこと。

① 質問方法

質問書(様式3)に質問内容を記載し、電子メールにより提出すること。

※電子メールの件名は、「脱炭素に係る計画等策定業務委託に関する質問(事業者名)」とし、メール送信後には速やかに電話(0285-22-9277)でメールの到着を確認すること。

② 受付期間

令和 7(2025)年 5 月 7 日(水)から 5 月 14 日(水)正午まで(必着)

③ 提出先

小山市 総合政策部 ゼロカーボン・ネイチャーポジティブ推進課 ゼロカーボン推進係

電子メールアドレス d-zcnp*city.oyama.tochigi.jp

(セキュリティ上、*を@と読み替えること)

④ 回答方法

質問事項に対する回答については、令和 7(2025)年 5 月 16 日(金)に小山市公式ホームページに掲載し、個別回答は行わない。ただし、公表することが適切でないと判断される質問については回答しない場合もある。また、回答に対する再質問は受け付けない。

(3) 参加表明書・企画提案書等の提出方法及び提出書類

参加表明書・企画提案書等の提出は、次により行うこと。

① 提出書類

書類名	様式	備考
(i)参加表明書	様式1	
(ii)参加資格要件確認書	様式2	
(iii)企画提案書	任意様式	「評価基準 2 企画提案の内容」の各項目について提案内容がわかる資料、その他参考となる資料 A4サイズ 10 ページ以内(表紙・目次を除く)とする。
(iv)履行実績書	様式4-1 様式4-2	
(v)管理技術者経歴書	様式5	
(vi)業務実施体制図	様式6	
(vii)見積書	任意様式	積算内訳を記載すること

※指定様式は、市公式ホームページ(<https://www.city.oyama.tochigi.jp>)から取得すること。

② 提出部数

- ア 正本(上記(1)(i)～(vii)) 1部(代表者印を押印したもの)
- イ 副本(上記(1)(ii)～(vii)) 10 部(会社等住所・商号・代表者氏名、社名ロゴ等が無記入で押印していないもの)
- ウ 上記(1)(i)～(vii)の電子データ

③ 提出方法

令和 7(2025)年 5 月 30 日(金)午後 5 時まで(必着)に以下の方法により提出すること。

(1) 上記ア、イの提出方法について(以下のいずれかにより提出)

- ・持参(土日祝日を除く午前 9 時から午後 5 時まで)
- ・郵送(簡易書留又はレターパックプラスで提出、期限必着)

(2) 上記ウの提出方法について

電子メールにより提出すること。

※電子メールの件名は、「脱炭素に係る計画等策定業務委託に関する資料の提出(事業者名)」とし、メール送信後には速やかに電話(0285-22-9277)でメールの到着を確認すること。

④ 提出先

〒323-8686 栃木県小山市中央町1-1-1 市役所6階

小山市 総合政策部 ゼロカーボン・ネイチャー・ポジティブ推進課 ゼロカーボン推進係

電子メールアドレス d-zcnp*city.oyama.tochigi.jp

(セキュリティ上、*を@と読み替えること)

4. 実施日程

実施日程

- (1) 本プロポーザルに係る企画提案は、1事業者につき1提案とする。
- (2) 提出された企画提案書等は本プロポーザルにのみ使用するものとし、公表は行わない。
- (3) 提出された書類は、審査に必要な範囲で複製を作成することがある。
- (4) 企画提案書等の提出後、補足資料の提出を求めることがある。
- (5) 企画提案書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合には、提出された企画提案書等を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、入札参加停止措置を行うことがある。
- (6) 企画提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に保護された第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うものとする。
- (7) 提出期限後の企画提案書等の修正または変更は、一切認めない。

5. 受託者の選定方法

(1) 書類審査

- ① 提出書類に対し、本市が設置する審査委員会において、「④審査基準及び配点」により審査を行い、最も優れた提案を行った事業者を優先交渉権者として選定する。なお、

優先交渉権者が契約締結までに参加資格を失った場合は、次順位である事業者を優先交渉権者に選定する。

- ② 合格点が最も高い者が2名以上いるときは、くじにより受注候補者を選定する。
- ③ 審査委員による採点の結果、合格点が満点の1/2を超える事業者がいなかった場合、受注候補者の選定は行わない。
- ④ 審査基準及び配点

評価基準		配点
1 執行体制・実績	業務実績	15 点
	実施体制	15 点
2 企画提案の内容 (適格性、実現可能性)	事業への理解度	10 点
	既存情報の収集	5 点
	追加的な環境調査等の実施	5 点
	関係者ヒアリング	5 点
	ゾーニングマップの作成	20 点
	検討会等の開催	10 点
	地域説明会の開催	5 点
	実施スケジュール	5 点
3 参考見積書の妥当性		5 点
合 計		100 点

(2) 審査結果

(1)の審査結果は、令和7年6月6日(金)に小山市ホームページ上にて公表するとともに、全ての企画提案者へ電子メールにて通知する。

なお、選考結果等についての異議申し立ては、一切受け付けない。

6. その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに参加する費用(作成及び郵送費等)は、全て参加事業者の負担とする。
- (2) 本市が必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合がある。
- (3) 企画提案書等、本プロポーザルに係る全ての提出物は返却しない。
- (4) 本プロポーザルは、随意契約の優先交渉権者を選定するものであり、契約の締結を担保するものではない。
- (5) 審査結果(参加者名、点数、順位)は公表する。ただし、優先交渉権者及び次点交渉権者以外の参加者名は公表しない。
- (6) 次のいずれかに該当する場合は失格とする。
 - ① 参加資格の要件を満たさなくなった場合
 - ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ③ 見積書が委託料の提案上限額を超えている場合

- ④ 選定の公平性を害する行為があった場合
- ⑤ その他、著しく信義に反する行為があった場合

7. 事務局

〒323-8686 栃木県小山市中央町1-1-1(本庁舎6階)

小山市役所 総合政策部 ゼロカーボン・ネイチャー・ポジティブ推進課 ゼロカーボン推進係

担当:小久保 宮本

電話 : 0285-22-9277

メール:d-zcnp@city.oyama.tochigi.jp